

日弁連業1第457号
2012年(平成24年)3月21日

法務省入国管理局
局長 高宅 茂 殿

日本弁護士連合会
事務総長 海渡 雄 一

外国人登録法の廃止に伴い回収された外国人登録
原票に係る開示請求手続について(依頼)

平成23年12月13日事務連絡により、改正入管法(同事務連絡における定義による)施行後の回収された外国人登録原票(以下単に「外国人登録原票」という。)の開示が必要になる場合の留意事項をお知らせいたしました。

当連合会では、改正入管法施行後、当連合会所属の会員が外国人登録原票の開示請求をする場合の手続について検討し、おおむね下記のとおり行うよう考えております。

つきましては、今後も、迅速・円滑に事務が進められるよう、貴局と協議を継続させていただく所存ですので何卒よろしくお願いいたします。

なお、本開示請求は、弁護士法23条の2に定める照会とは異なり、廃止予定の外国人登録法第4条の3の趣旨を根拠とし、改正入管法施行後外国人登録原票が回収されることに鑑み、弁護士会が会員の開示請求に協力するものとの位置づけです。

記

1 当連合会所属の会員は、所属の弁護士会を通じて、外国人登録原票の開示請求を行う。(会員個人(弁護士法人を含む。)が直接開示請求を行うことはしないものとする。)

2 各弁護士会は、所属会員から所定の用紙(添付)による開示請求を受領し、これを添付して、 あて、開示請求を行う。
 は、各弁護士会あてに回答する。

3 所定の用紙には、現在の外国人登録原票記載事項証明職務上請求書の記載に準じて、人定事項、受任事件の内容(ただし、依頼者の氏名の開示を要しない)等を記載するものとする。



年 月 日

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 殿
([REDACTED])

閉鎖された外国人登録原票照会

住所

弁護士会名

会長名

公印

(電話番号
担当者名(フリガナ)

)

当会所属の弁護士から別紙のとおり申請がありましたので、照会します。

【別紙】

弁護士会名

会長

殿

年 月 日

次のとおり、閉鎖された外国人登録原票の照会を申請します。

手続に関する希望（該当するものにレ印をつけてください）

(1) 照会先への照会書発送方法

普通郵便

速達郵便

(2) 回答書の受領方法

郵送

速達 普通

来会

氏名

(職印)

登録番号

電話番号

照会に係る者 ¹	国籍		性別	
	氏名 ²			
	生年月日	西暦	年 月 日	
	閉鎖時の居住地	(年 月現在)		
	在留カード番号			
	外国人登録証明書番号			
	出入国記録番号			
通常記載事項 (○をつけてください)	氏名・生年月日・性別・国籍・世帯主の氏名 国籍の属する国における住所又は居所・世帯主との続柄 居住歴 <input type="checkbox"/> 請求期間： 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 存在するものすべて <input type="checkbox"/> その他 () ³			
上記通常記載事項以外の特 に開示を必要とする事項の請求 ⁴	照会事項			
利用目的 (依頼者について該当するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者 <input type="checkbox"/> その他、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者			
利用目的の内容				

¹ 国籍及び氏名は必ず記載すること。性別及び生年月日は判明している場合必ず記載すること。その他の事項については判明している場合は記載するとよい。

² 中国人及び韓国・朝鮮人は漢字、その他の外国人は英字で記載する。

³ 「その他」には、たとえば「〇〇市内のもののみ」など、限定事由等を記載すること。なお、多数のものを請求すると時間がかかることがある。

⁴ 上記通常記載事項以外の事項とは、在留の資格、在留期間等旧外国人登録法4条1項1号、2号、8号から14号及び18号から20号までに挙げるものをいう。これらの事項を照会する場合には、できるだけ詳細に利用目的の内容を記載する。

年 月 日

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 殿
([REDACTED])

回収された外国人登録原票照会

住所

弁護士会名

会長名

公印

(電話番号

担当者名(フリガナ)

)

当会所属の弁護士から別紙のとおり申請がありましたので、弁護士法23条の2に基づき照会します。

【別紙】

年 月 日

弁護士会名 会長 殿

次のとおり、回収された外国人登録原票の照会を申請します。

手続に関する希望（該当するものにレ印をつけてください）

- (1) 照会先への照会書発送方法 普通郵便 速達郵便
 (2) 回答書の受領方法 郵送 (速達 普通) 来会

氏名 (職印)
 登録番号
 電話番号

照会に係る者の身分事項等 ¹	国籍		性別	
	氏名 ²			
	生年月日	西暦	年 月 日	
	原票の回収区分	<input type="checkbox"/> 閉鎖 <input type="checkbox"/> 外登法廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	閉鎖時又は回収時の登録居住地			
	閉鎖日	閉鎖日	年 月 日	閉鎖事由
	外国人登録証明書番号			
	在留カード又は特別永住者証明書番号			
通常記載事項 (○をつけてください)	氏名・生年月日・性別・国籍・世帯主の氏名 国籍の属する国における住所又は居所・世帯主との続柄 居住歴 (<input type="checkbox"/> 請求期間： 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 存在するものすべて <input type="checkbox"/> その他 () ³)			
上記通常記載事項以外の特に開示を必要とする事項の請求 ⁴	照会事項			
利用目的 (依頼者について該当するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 依頼者の権利を行使し、又は依頼者の義務を履行するために外国人登録原票の記載事項を確認する必要がある者 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者 <input type="checkbox"/> その他、外国人登録原票の記載事項を利用する正当な理由がある者			
利用目的の具体的内容				

¹ 国籍、氏名、性別及び生年月日は必ず記載すること。その他の事項については判明している場合は記載するとよい。

² 中国人及び韓国・朝鮮人は漢字、その他の外国人は英字で記載する。

³ 「その他」には、たとえば「〇〇市内のもののみ」など、限定事由等を記載すること。なお、多数のものを請求すると時間がかかることがある。

⁴ 上記通常記載事項以外の事項とは、在留の資格、在留期間等旧外国人登録法4条1項1号、2号、8号から14号及び18号から20号までに挙げるものをいう。これらの事項を照会する場合には、できるだけ詳細に利用目的の内容を記載する。